

生徒心得

1 礼儀について

- (1) 礼儀は形式ではなく、心から自然に現れるものにしよう。
- (2) 他人の迷惑となる行為は慎み、進んで公共の為に尽くすように努めよう。
- (3) 教職員、友人、上下級生はもちろん、来客や駅員、地域の人などへの挨拶を心がけよう。
- (4) 生徒間の交際はお互いの人格を尊重し高めうる明るいものにしよう。
- (5) 身だしなみは、本校生徒として品位を高めるものとしよう。

2 服装について

(1) 制服

簡素端正な服装をして常に清潔を保ち、本校の生徒たる品位を失わないように努める。制服は、気候に合わせて規定のものを正しく着用する。但し、学校行事(式典等)においては、夏季(3月～10月)は夏服、冬季(11月～2月)は冬服を着用する。

	夏服	冬服
上衣	半袖カッターシャツ	ブレザー 長袖カッターシャツ ネクタイ
下衣	オールシーズン用スカート オールシーズン用スラックス	

- ・冬服…冬用ジャケットの前ボタンを閉めて着用する。長袖カッターシャツにネクタイを締める。
 - ・夏服…半袖カッターシャツを着用し、第1ボタンは外す。
 - ・ブレザーについては、左胸ポケットにエンブレムをつけること。
- ※ 長袖・半袖カッターシャツの着こなし方については、シャツの裾を下衣から出してもよい。

(2) ベスト…学校指定のものを着用する。

(3) 体育時の服装…学校指定の体育服を着用する。靴は運動に適したものを着用する。

(4) 靴・靴下・スリッパについて

通学靴は、短靴、または運動靴とする。靴下は白または紺、黒とする。ストッキングはベージュとする。
スリッパ(学年色)は規定のものを使用する。

(5) 防寒について

ア 防寒着は防寒を目的として着用する。

イ 冬服の上から着用して無理のないものを着用する。

・無理のないものとは、前開きであり、防寒を目的とするものを示す。

ウ 防寒着は、ファーなどの装飾がなく無地のものを着用する。

・無地のものとは、派手な柄物やバックプリント等がないものを指す。

・フード付きのものは防犯等の理由から奨励しない。

・防寒具等の色については規定しない。

エ 防寒具は、マフラー、ネックウォーマー、手袋、耳当て、タイツ及びタイツに準ずるものを着用する。

・タイツに準ずるものとは、保温効果が高いレギンス等を指す。

オ 防寒着および防寒具は、登下校時に着用する。

カ 防寒着および防寒具は、外庭清掃、グラウンド及び体育館・武道場での集会、感染防止対策等の換気があり、寒さが厳しい場所でも認められる。

(6) 頭髪

常に端正で清潔にする。染色・パーマ・脱色・セットなど加工をしてはならない。髪留めは、黒、紺のヘアピン等を使用し、装飾品やアクセサリー等はつけない。

(7) その他

化粧・マニキュア・ピアス・指輪・ネックレス・カラーコンタクト・ディファインコンタクト・その他
の装身具・ルーズソックス・レッグウォーマー・パークー等の着用は禁止する。

3 欠席・遅刻・早退・忌引について

- 遅刻又は欠席をする場合の学校への電話連絡は、8：20から8：40までに、必ず保護者が行う。
<遅刻>ST以後の遅刻者は、職員室で「遅刻者カード」(P19)を記入し、それを教科担任に提出して入室する。
<早退>早退する場合は担任に申し出て「早退許可証」(P19)を受け取った後、保護者に連絡して帰宅し、帰宅
後に到着連絡を学校に入れる。
<忌引>近親者が死亡した場合の忌引き日数は次のとおりとする。
◇父母 7日 ◇祖父母、兄弟姉妹 3日 ◇曾祖父母、伯叔父母 1日

4 靴箱・ロッカーについて

(1) 靴箱

靴はクラス番号表示のある靴箱に入れ、傘は昇降口に設置してあるクラスの傘立てに置く。靴や傘には必ず記名をする。

(2) ロッカー

廊下にあるロッカーの自分のクラス番号表示のものを使用する。ロッカー内には、体育服や実習用具を入れ、授業に関係のない品物は置かない。

また、ロッカーは盗難防止のため、錠を用意し施錠をしてもよい。担任の指示があつた場合は開けること。

5 通学について

(1) 通学路

電車通学者は指定された通学路の右側の白線の内側を2列以内で歩き、交通の妨げにならないようにする。
ただし、正門からミウラ屋の交差点までは、登校時は右側通行、下校時は左側通行とし、必ず縁石内を歩く。
スマートフォン等を使用しながら歩かないこと。

(2) 電車・バス利用者の心得

- ア 車両への乗降を迅速に行い、デッキや入り口付近に立ち止まつたり、座席をカバンで占領したりしない。
- イ 車内での迷惑行為（床すわり、大声での会話、悪ふざけ、スマートフォンでの通話など）をしない。
- ウ 挨拶を心がけ、駅員や乗務員の指示に従う。
- エ 登下校中の飲食店への立ち寄りや、途中での食べ歩きはしない。

(3) 自転車通学者の心得

- ア 交通ルール、道路標識に従い、歩行者に気をつける。特に、一旦停止を確実に行う。
- イ 傘差し運転、2人乗り・並列走行、スマートフォンなどを使いながらの運転や音楽プレーヤーを聞きながらの運転をしない。
- ウ 車体の整備（特にブレーキ、反射鏡、ライト）に心がけ、余裕をもって登校する習慣をつける。所定の自転車置き場に入れて、施錠を確実に行う。
- エ 自宅から最寄り駅までの自転車通学者は、自転車預かり所を利用するか、地域指定の置場を利用して、他の迷惑にならないようにする。
- オ 自転車通学者は雨カッパを常時携帯する。
- カ 自転車通学時はヘルメットの着用を推奨する。
- キ 本校で加入する全国高P連の『高校生総合保障制度』は、自転車条例の「自転車損害賠償責任保険加入義務」に対応しています。

(4) 四ない運動について

四ない運動（免許を取らない、車やバイクを買わない、乗らない、乗せてもらわない）を厳守する。原動機付自転車・普通自動車の運転免許取得は、原則として認めない。また、家族以外の自動車に乗せてもらわない。

(5) 下校時刻

下校時刻は、午後5時(11月～2月は午後4時30分)とする。それ以降、居残りする場合は、ホームルーム担任、部顧問又は監督者の許可を得る。但し、夏季(3～10月)午後7時、冬季(11～2月)午後6時までには、校門を出る。

6 外出・外泊について

外出時には、行き先・用件・帰宅時間・連絡方法を保護者に告げる。

夜間の外出は避ける。(午後10時以降の外出は深夜徘徊による補導の対象となる。)

みだりに友人や知人の家に泊まつたり、不健全な場所へ出入りしたりしない。

7 所持品について

各自の所持品には、学年・組・氏名を必ず明記する。学校生活に関係のない物品や必要以上の金銭は携帯しない。現金、貴重品の管理は特に注意し、持参した場合は貴重品袋を利用し担任に預ける。万が一、紛失した時は速やかに担任に届け出る。

8 スマートフォン・携帯電話等によるSNSの利用について

ア 写真などの個人情報を安易に掲示しない。

イ 出会い系サイトなどは使用しない。また、ネット上で知り合った人とは会わない。

ウ 謹謗・中傷、差別的内容の書き込みはしない。